

## 川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部改正についての意見募集(プロジェクトチーム提案)

川崎市議会議員の有志による条例改正検討プロジェクトチームは、市から町内会・自治会に交付される謝礼金・補助金に明確な基準のないものが存在したこと等から、市は、町内会・自治会に謝礼金・補助金を支出する場合は、あらかじめ要綱等を作成することが必要と判断し、この度、「川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部改正の骨子(案)」をまとめました。

つきましては、この条例の一部改正の骨子(案)に対する皆様からの御意見を募集いたしますので、次により御意見をお寄せください。

なお、この意見募集は、市民の皆様の多様な意見を把握し、開かれた議会の実現に資するため、提案者である議員が実施主体となり行うものです。

○募集期間 平成31年2月14日(木)～平成31年2月28日(木) ※郵送は、当日消印有効

○閲覧方法 プロジェクトチーム議員のホームページで御覧いただけます。

○意見の提出方法 FAX又は郵送

※意見書の書式は自由です。「題名」を記入し、差し支えなければ「氏名(団体の場合は名称及び代表者名)」、「住所」及び「連絡先(電話番号、FAX番号又はメールアドレス)」を記入してください。なお、「意見書様式」を3ページに用意してありますので、必要に応じて切り取るか複写して御活用ください。

○結果の公表日 平成31年3月上旬

○その他 ・御意見は取りまとめの上、プロジェクトチームとしての考え方と併せてプロジェクトチーム議員のホームページに公表いたします。

・御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

・記載していただいた個人情報は、厳重に保護・管理します。また、意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

・意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます。(個人、団体を問いません。)

### 《意見の提出先》

川崎市議会議員 町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の改正プロジェクトチーム 担当：月本  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第2庁舎6階 月本議員控室  
FAX 044-330-1563

### プロジェクトチーム議員

三宅 隆介 <a href="http://ryusuke-m.jp/">http://ryusuke-m.jp/</a>	渡辺あつ子 <a href="http://watanabe.kanagawanet.jp/">http://watanabe.kanagawanet.jp/</a>
小田理恵子 <a href="http://oda-rieko.jpn.org/">http://oda-rieko.jpn.org/</a>	添田 勝 <a href="http://soedamasaru.jp/">http://soedamasaru.jp/</a>
月本 琢也 <a href="http://www.tsukimoto.info/">http://www.tsukimoto.info/</a>	重富 達也 <a href="http://t-shigetomi.com/">http://t-shigetomi.com/</a>

※このチラシを掲示すると法令に抵触するおそれがありますので、取扱いに御注意いただくようお願いいたします。

## 1 条例改正の趣旨

川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例では、市の責務について、町内会・自治会に支援を行うこと、町内会・自治会の負担に配慮すること等を定めています。

こうした中、市から町内会・自治会へ交付される謝礼金・補助金のうち、明確な基準のない公金支出が存在します。実体として町内会・自治会の協力による謝礼であっても、このような支出は誤解や風評を招きかねません。

今後、地域包括ケアシステム等の地域に関わる新しい制度の創設等により、新たな事務が町内会・自治会の活動に加わった場合においても、同様の危険性があることから、町内会・自治会に対して適切なルールの下に謝礼金・補助金が支払われることで、その活動の活性化が将来に向けて妨げられないようにする必要があります。

さらに、町内会・自治会への活動資金源で市から支出されるものの交付根拠を明示することにより、町内会・自治会が他の任意団体とは異なる性格のものであることを示すことにもつながります。

以上のことから、町内会・自治会の活動の活性化を進める上で、市が公金支出に関わる点において、一定の基準を明確にすることが必要であると判断し、条例改正を提案するものです。

## 2 条例改正の骨子（案）

川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例で定める市の責務に、市は、町内会・自治会の活動に対して、謝礼金、補助金等の公金を反復して支出する場合には、あらかじめその活動の内容、公金の額、支出の時期等を定める旨を追加します。

施行については、市の行政内部の手続に関する部分が主となるものの、関係機関への周知を考慮し、適当な期間を設けることとします。

**川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例  
の一部改正についての意見募集**

<b>氏名</b> <small>(団体の場合は、 名称及び代表者名)</small>	※		
<b>電話番号</b>	※	<b>FAX番号</b>	※
<b>住所</b> (又は所在地)※区名まで	※		
<b>意見の提出日</b>	平成 年 月 日	<b>枚数</b>	枚(本紙を含む)

※ 差し支えなければ御記入ください。

**条例改正に対する意見**

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

**提出先**

<b>宛先</b>	川崎市議会議員 町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の改正プロジェクトチーム 担当：月本
<b>FAX番号</b>	044-330-1563
<b>住所</b>	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第2庁舎6階 月本議員控室